

高Ⅱ・Ⅲの保護者各位

※高Ⅰは入学説明会で説明した通りです。

2020 年 4 月以降の私立高等学校授業料等減免制度について

○就学支援金の加算 1.5 倍～2.5 倍の方の金額が増えたことにより、私立高等学校授業料等減免制度も対象者と金額が変更されました。

【2020 年 3 月までの対象者】	月額		【2020 年 4 月からの対象者】	月額
生活保護を受けている方	4,950 円		生活保護を受けている方	1,650 円
保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の合算額が 非課税の方	2,475 円		保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の合算額が 257,500 円以上 271,500 円未満の方	6,600 円
その他特別な事情（失業・倒産・天災・火災等）により生徒の就業が困難と認められる方	2,800 円		その他特別な事情（失業・倒産・天災・火災等）により生徒の就業が困難と認められる方	23,100 円

・今まで対象であった所得割の合算額が非課税の方は、就学支援金の金額が増えたので、対象ではなくなり、代わりに加算なしの方の中で、所得割の合算額が 257,500 円以上 271,500 円未満の方が新たに対象者となりました。

・新たに対象者になられた「保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の合算額が 257,500 円以上 271,500 円未満の方」には、後日お知らせ文と申請書を郵送いたしますので、ご確認いただき課税証明書と申請書を一緒に学校までご提出ください。

・2020 年 3 月まで対象であった「保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の合算額が非課税の方」には特に通知文はございませんのでご了承ください。

・就学支援金同様、7 月に私立高等学校授業料等減免制度も新年度になります。その際各御家庭が対象かどうかは、大体の年収を元に、課税証明書を取っていただき、ご自身で確認いただくことになります。

また夏ごろにお知らせいたします。

※山口県からのチラシ「私立高等学校授業料等減免制度のお知らせ」も一緒にご確認ください。

【問い合わせ】

梅光学院中学校・高等学校 事務室 担当：奥谷

e-mail : jhms@baiko.ac.jp

(※現在、在宅勤務のため、お手数ですがメールにてお問合せください。)